

◆◆製品・技術「優れモノ」認証 を受けた商品の販路拡大を支援します◆◆

中小企業いきいき企業者支援資金

ご利用いただける方

- 1 申込日以前に市内で引続き1年以上同一事業を営んでいること。
- 2 中小企業信用保険法に規定する中小企業者であること。
- 3 事業業種が保証協会の保証対象業種であること。
- 4 市税を完納していること。
- 5 法人の場合は登記簿上の所在地が市内であること。個人の場合は市内に住所を有すること。
- 6 営業許可、登録等を必要とする業種は許認可を受けていること。
- 7 銀行取引停止処分を現に受けていないこと。
- 8 長崎県信用保証協会の保証が得られること。
- 9 **製品・技術「優れモノ」認証 を受けた者が 当該商品の販路拡大に取り組むこと**



融資条件

項目	内容
資金使途	運転資金・設備資金
限度額	2,000万円
利率	年 1.4%
償還期間	運転資金 7年(うち据置期間1年以内) 設備資金10年(うち据置期間1年以内)
保証料	長崎市が全額補給
担保・保証人	無担保・原則法人代表以外の保証人は不要
取扱金融機関	十八銀行、親和銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、たちばな信用金庫、 長崎三菱信用組合、福岡銀行、商工組合中央金庫、佐賀銀行、 三菱 UFJ 銀行、北九州銀行



必要書類

各種様式は市ホームページ
でダウンロードできます。

各資金に共通する必要書類

- 1 各資金の融資申込書(様式あり)
- 2 営業許可書または営業許可に係る申出書(様式あり)
- 3 直近の決算書または確定申告書
- 4 市税の完納証明書
- 5 法人の場合は「現在事項全部証明書」
個人の場合は「住民票抄本」

本資金に必要な書類

- 6 製品・技術「優れモノ」認証通知書※1
- 7 事業計画書(第1号様式) ※2

注意事項

- ※1 認証有効期間の終了3か月前から終了までの期間にあつては融資対象者としません。
- ※2 申請日より概ね3か月以内に新規事業の計画を実行すること。

注意

提出書類4, 5のうち、コピーを提出するものについては、原本確認をいたしますので、必ず原本を一緒にご持参ください。

申込先

長崎市役所 商工部 産業雇用政策課

市で受付・決定後、取扱金融機関への申し込みが必要になります。



その他の融資制度

その他の融資制度については、
長崎市融資制度のホームページで検索ください。

長崎市 融資

お問い合わせ先

長崎市役所 商工部 産業雇用政策課

電話 : 095-829-1313

F A X : 095-829-1151

E-mail : sangyo@city.nagasaki.lg.jp

住所 : 長崎市桜町4-1 長崎商工会館4階

